

設楽町申請書等の押印の省略に関する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町規則第 7 号

設楽町申請書等の押印の省略に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、設楽町長（以下「町長」という。）又はその補助機関に提出する申請書、届出書その他の書類(以下「申請書等」という。)について、押印を省略できるようにすることにより、行政手続等の簡素化を図り、もって町民の負担を軽減することを目的とする。

(押印の省略)

第 2 条 町長又はその補助機関に提出する申請書等であつて、規則、要綱その他の規程(以下「規則等」という。)により提出者及び申請者（以下「提出者等」という。）の押印を要するとされているものについて、押印を求めてまで提出者等を確認する必要がないときは、当該規則等の規定にかかわらず、提出者等の記名又は自署により、押印を省略することができる。

(適用除外)

第 3 条 前条の規定は、次に掲げる申請書等については、適用しない。

- (1) 法令又は条例により押印が義務付けられている申請書等
- (2) 提出者等の実印による押印を要する申請書等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、提出者等の権利を制限し、又は提出者等及びその関係者に義務を課し、若しくは不利益を生じるおそれがある事項に係る申請書等

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、申請書等の押印の省略に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。